

株主・投資家等との建設的な対話に関する基本方針

櫻島埠頭株式会社

当社は、建設的な対話を通して、経営戦略や財務状況等を株主・投資家等（以下、株主等）に理解していただくことが、当社への信頼と正当な評価に繋がり、そのことによって、当社の中長期的な企業価値の向上が図られるとの認識のもと、以下の対話に関する基本方針を定める。

- ・取締役社長及び総務担当役員は、株主等との対話全般を統括し、建設的な対話の実現に努める。株主等との実際の対話は、総務部が窓口となり担当する。ただし、株主等の希望と面談の主な関心事項も踏まえた上で、必要な場合は、上記の者、または上記の者に指名された者が担当する。
- ・取締役会議長である取締役社長は、株主等の意見が取締役会全体に共有されるよう努める。また、取締役会は、取締役社長に対して、株主等との対話の詳細の説明を求めることができる。
- ・株主等との対話にあたっては、当社が定める「内部者取引の規制及び内部情報の管理に関する規程」に基づき、重要な未公表の情報を特定の者に開示しないなど、インサイダー情報の管理に努める。

以 上